

〔民事訴訟法〕

〔訴訟手続の中断及び受継〕

第二四条 次の各号に掲げる事由があるときは、訴訟手続は、中断する。この場合においては、それぞれ当該各号に定める者は、訴訟手続を受け継がなければならない。

一 当事者の死亡 相続人 相続財産管理人その他の法令により訴訟を続行すべき者

二 当事者である法人の合併による消滅 合併によって設立された法人又は合併後存続する法人

三 当当事者の訴訟能力の喪失又は法定代理人の死亡若しくは代理権の消滅 法定代理人又は訴訟能力を有するに至った当事者

四 次のイからハまでに掲げる者の信託に関する任務の終了 当該イからハまでに定める者

イ 当当事者である受託者 新たな受託者又は信託財産管理者若しくは信託財産法人

ロ 当当事者である信託財産管理者又は信託財産代理人 新たな受託者又は新たな信託代理人 受益者

ハ 当当事者である信託管理人 管理人

五 一定の資格を有する者で自己の名

で他人のために訴訟の当事者となる

ものの死亡その他の事由による資格の喪失 同の資格を有する者

一 当当事者の死亡 相続人 相続財産

管理人その他の法令により訴訟を続行

すべき者

二 当当事者である法人の合併による消

滅 合併によって設立された法人又

は合併後存続する法人

三 当当事者の訴訟能力の喪失又は法定

代理人の死亡若しくは代理権の消滅 法定代理人又は訴訟能力を有するに至った当事者

四 次のイからハまでに掲げる者の信

託に関する任務の終了 当該イから

ハまでに定める者

イ 当当事者である受託者 新たな受

託者又は信託財産管理者若しくは信

ト財産法人

六 一定の資格を有する者で自己の名

で他人のために訴訟の当事者となる

ものの死亡その他の事由による資格

の喪失 同の資格を有する者

一 当当事者の死亡 相続人 相続財産

管理人その他の法令により訴訟を続行

すべき者

二 当当事者である法人の合併による消

滅 合併によって設立された法人又

は合併後存続する法人

三 当当事者の訴訟能力の喪失又は法定

代理人の死亡若しくは代理権の消滅 法定代理人又は訴訟能力を有するに至った当事者

四 次のイからハまでに掲げる者の信

託に関する任務の終了 当該イから

ハまでに定める者

イ 当当事者である受託者 新たな受

託者又は信託財産管理者若しくは信

ト財産法人

六 一定の資格を有する者で自己の名

で他人のために訴訟の当事者となる

ものの死亡その他の事由による資格

の喪失 同の資格を有する者

一 当当事者の死亡 相続人 相続財産

管理人その他の法令により訴訟を続行

るべき者

二 当当事者である法人の合併による消

滅 合併によって設立された法人又

は合併後存続する法人

三 当当事者の訴訟能力の喪失又は法定

代理人の死亡若しくは代理権の消滅 法定代理人又は訴訟能力を有するに至った当事者

四 次のイからハまでに掲げる者の信

託に関する任務の終了 当該イから

ハまでに定める者

イ 当当事者である受託者 新たな受

託者又は信託財産管理者若しくは信

（愛継についての裁判）

第一二八条 訴訟手続の受継の申立てが

あつた場合には、裁判所は、職権で調

査し、理由がないと認めるときは、決

定で、その申立てを却下しなければな

らない。

（裁判所の職務執行不能による中止）

第一二〇条 天災その他の事由によつて

裁判所が職務を行ふことができないと

きは、訴訟手続は、その事由が消滅す

るまで中止する。

（当事者の故障による中止）

第一二一条 当当事者が不定期間の故障に

より訴訟手続を続行することができ

ないときは、裁判所は、決定で、そ

の中止を命ずることができる。

2 裁判所は、前項の決定を取り消すこ

とができる。

（中止及び中止の効果）

第一二三条

1 訴訟手続の中断又は中止があつたと

きは、期間は、進行を停止する。こ

の場合においては、訴訟手続の受継

の通知又はその続行の時から、新た

に全期間の進行を始める。

（受継の通知）

第一二七条 訴訟手続の受継の申立てが

あつた場合には、裁判所は、相手方

に通知しなければならない。

（受託者の通知）

第一二六条 訴訟手続の受継の申立て

は、相手方もすることができる。